

## 国の令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より太田都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」）」について、2025年12月23日付で採択された\*ことを受け、2026年2月検針分から2026年4月検針分（2026年1月使用分から2026年3月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客様ご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

\*：太田都市ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号A0064）の取次店として電気を販売しております。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2025年12月23日付で採択されております。

### 1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月 (税込み)

年月(検針月)		2026年		
		2月検針分 (1月使用分)	3月検針分 (2月使用分)	4月検針分 (3月使用分)
ガス料金(1m <sup>3</sup> あたり)		18.0円	18.0円	6.0円
電気料金 (1kWhあたり)	低圧	4.5円	4.5円	1.5円

(対象外となるお客様)

ガス料金：年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま、発電事業を営むお客様（売電分）。

### 2. 補助金を適用した値引きの方法

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を値引きします。

電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を値引きします。

#### 【本事業に関するお問い合わせ先】

本事業の目的・概要などは、経済産業省資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

<https://denkigas-gekikenkanwa.go.jp>

■経済産業省「電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口」 0120-013-305

□受付時間 平日 9:00～17:00（2025年12月30日から2026年1月3日を除く）

お客様への請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

■当社窓口 太田都市ガス株式会社 総務部 0276-45-4161

□受付時間 平日 8:30～17:00（2025年12月30日から2026年1月4日を除く）

以上